

公募型指名競争入札予定表

|            |  |                           |    |
|------------|--|---------------------------|----|
| 工事名        | 次亜塩素酸ソーダNo.2貯蔵槽更新工事  |                           |    |
| 工事場所       | 泉佐野市日根野1928番地  |                           |    |
| 工事概要       | 次亜貯蔵槽取替  | PVC+FRP製 容量3 <sup>m</sup> | 1式 |
|            | 付帯配管改修   |                           | 1式 |
|            | 前次亜注入器整備   | インゼクタ方式                   | 1式 |
|            | 電磁流量計更新  | 変換器・検出器分離型                | 1式 |
| 予定工期       | 契約日から 令和元年11月29日まで   |                           |    |
| 設計金額       | 14,277,000円(税抜)  | 関連(附帯)工事の有無               | なし |
| 発注工種       | <b>水道施設工事</b>  |                           |    |
| 発注工事の該当ランク |  |                           |    |
| 発注形態       | 単体   |                           |    |
| 申請できる者     | <p>・水道施設工事を登録業種としている市外業者で、水道施設工事の総合評定(P点)が800点以上であり、本工事に対応する技術者を建設業法に従い施工現場に配置できる者。</p> <p>・申請書類の提出期限の日において、本局経営総務課から受注し、検査合格通知書の交付を受けていない元請工事(随意契約による工事を除く)が2件以上あるときは申請できません。</p>   |                           |    |
| 申請書類       | <p>●公募型指名競争入札参加申請書 【様式1】</p> <p>●配置予定監理(主任)技術者調書 【様式2】</p> <p>●配置予定監理(主任)技術者の資格証の写し</p> <p>●配置予定監理(主任)技術者の雇用が確認できる書面(健康保険証又は雇用保険被保険者証等の写し)</p> <p>●営業所における専任の技術者を確認できる書面(建設業法施行規則第3条第2項様式第八号(2)の写し及び新規又は変更がある場合は(1)の写し</p> <p>●発注工種に係る総合評定値(P点)の審査を受けた有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p>  |                           |    |
| 申請書類の配布期間  | <p>令和元年5月20日から令和元年5月24日までの間、上下水道局ホームページ(入札案内)に掲載しますのでダウンロードして入手してください。</p> <p>もしくは、上記の期間(閉庁日は除く)の午前9時30分から午後4時まで、経営総務課で配布します。</p>  |                           |    |
| 申請書類の提出期限  | <p><b>令和元年5月24日の午後5時まで</b>に経営総務課に提出してください。提出期限を過ぎた申請は、その理由にかかわらず一切受け付けません。</p>   |                           |    |
| 注意事項       | <p>・公共工事の受注者は、下請負契約したときはその金額にかかわらず、発注者に施工体制台帳の写しを提出しなければなりません。</p> <p>・経審の審査基準日から1年7か月を経過すると期限切れになりますので、その場合は入札に参加することはできません。</p> <p>・同時期に2件以上の建設工事の指名業者となった者が、指名中の建設工事のうち1件を落札したときは、他の建設工事の指名を取り消します。</p> <p>・審査の結果、選定基準を満たすと認めた申請者には、後日、FAX又は電話により、指名を通知します。</p> <p>・審査の結果、選定基準を満たすと認めなかった申請者には、後日、FAX又は電話により、その理由を通知します。</p> <p>・申請書を受理してから指名通知等を行うまでの間は、申請者等からの問合せには一切答えません。</p> |                           |    |
| 特記事項       |  |                           |    |